（項）エネルギー需給構造高度化対策費（目）二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（都道府県に係るものを除く。）	全ての都道府県	（略）
（項）地方創生基盤整備事業推進費（目）地方創生整備推進交付金（都道府県に係るものを除く。）	全ての都道府県	（略）

○東北地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　岩手県下閉伊郡山田町山田第一四地割一〇三番三から同町山田第四地割五五番四まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月一日

○東北地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　岩手県下閉伊郡岩泉町中島字長内一六六番から同町小本字長内五五番一〇まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月一日

○東北地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　宮古市田老字駿達五八番三から同市田老字新田平二三番一二まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月一日

（項）エネルギー需給構造高度化対策費（目）二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（都道府県に係るものを除く。）	すべての都道府県	（略）
（項）地方創生基盤整備事業推進費（目）地方創生整備推進交付金（都道府県に係るものを除く。）	すべての都道府県	（略）

○東北地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　釜石市唐丹町字上荒川一〇〇番一から同市唐丹町字上荒川五六番八まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月一日

○東北地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十六号　仙北市角館町西長野熊堂二三〇番から同市角館町西長野熊堂一七九番三まで　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月一日

○近畿地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十八号　南あわじ市八木寺内字赤岸一三一一番三地先から同市市円行寺字大田川原五三三番一地先まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月一日